

法定相続人の確認

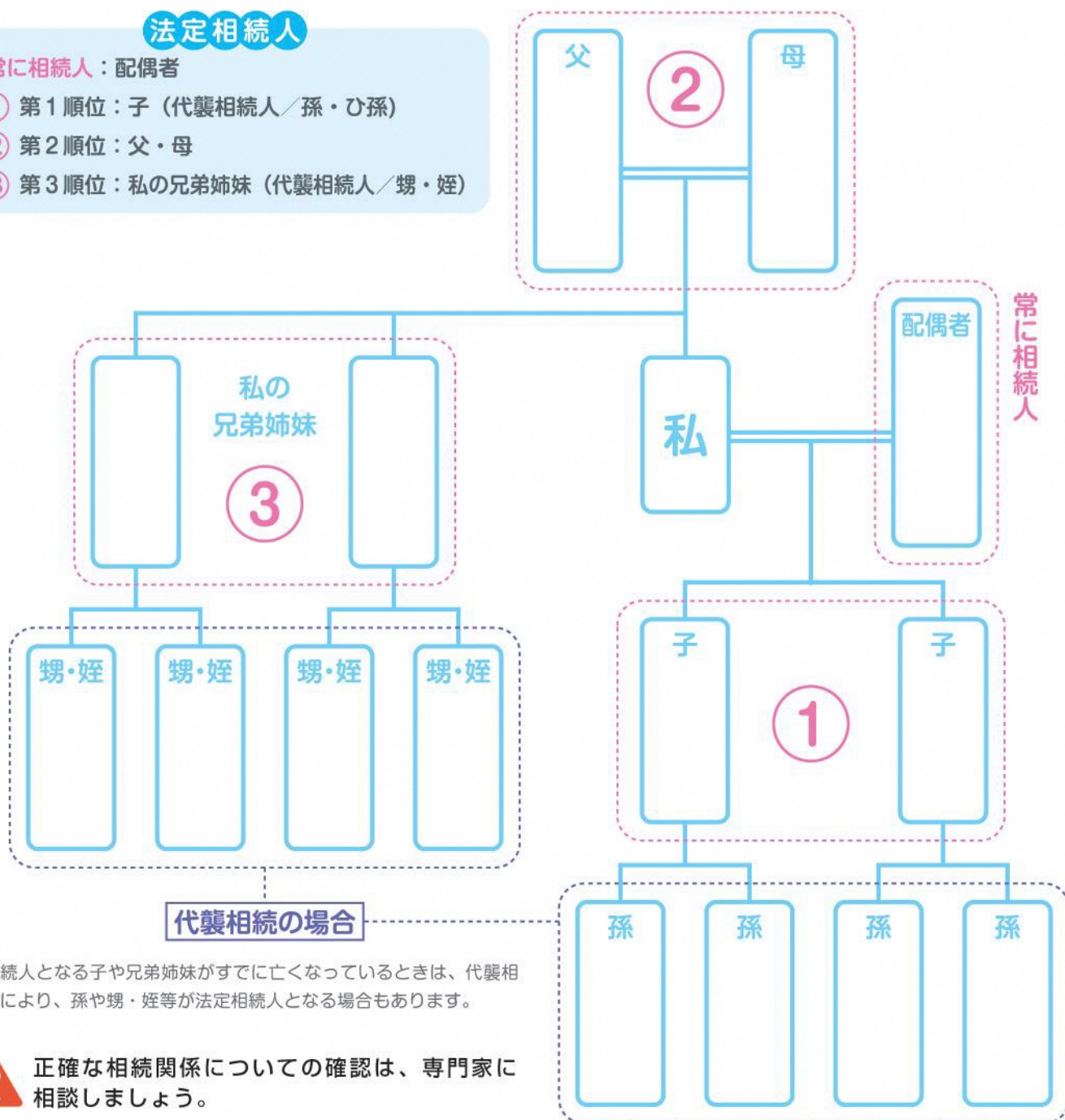
Note

●相続の関係図を書き込んで、お家を相続する人を確認してみましょう。

法定相続人

常に相続人：配偶者

- ① 第1順位：子（代襲相続人／孫・ひ孫）
- ② 第2順位：父・母
- ③ 第3順位：私の兄弟姉妹（代襲相続人／甥・姪）



※相続人となる子や兄弟姉妹がすでに亡くなっているときは、代襲相続により、孫や甥・姪等が法定相続人となる場合もあります。



正確な相続関係についての確認は、専門家に相談しましょう。

遺言

任意後見

その他
公正証書

大切な契約や遺言は公正証書で

☎048-524-9733 相談無料 (事前予約制)

熊谷駅から 徒歩3分 熊谷市筑波3-4 朝日八十二ビル4F

熊谷公証役場

営業時間 9:00～12:00 / 13:00～17:00
(12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます)
休業日 土曜・日曜・祝日・年末年始

